三共ニュース大

第 251 号 【皆様へ感謝】

(株)三共テクニカおかげさまで創業 61 年!(株)三共ハウステックおかげさまで創業 31 年!

豊中市、三田市を中心に地元密着を大切に末永くお付き合いさせていただきたいと考えておりますので

引き続き何卒よろしくお願い申し上げます。



【新築戸建て請負工事】

将来ご両親との同居を見据え、バリアフリー仕様です。 今月から着工。注文住宅ならではのこだわりの設計です!

豊中市桜の町1丁目 木造軸組工法2階建

屋根:合金メッキ鋼鈑ぶき 外壁:サイディング

延べ床面積:129.02 ㎡(39.02 坪)

1 階面積:63.81 ㎡/2 階面積:65.21 ㎡



外壁改修工事

【個人宅】

平成 19 年に弊社で施工した豊中市 曽根東町に所在する個人住宅の外壁 防水塗装工事を行いました。サイデ ィング・窓回り等のコーキング打ち 直し、エアコンを外しての洗いから 2度のクリア塗装まで、3週間かけ て丁寧に仕上げました。

区分所有者の貸主は借主の責めを負う?

【質問】

分譲マンションの一宰を賃貸している借主が何度も火災警報器を鳴らしたり、エントランスの 設備を破損等したので、そのマンションの管理組合から、借主だけではなく区分所有者である 貸主にも損害賠償等を請求された。貸主は応じなければならないのか。

【回答】

管理規約中に「区分所有者が専用部分を賃貸する場合には、借主に対し管理規約や使用細則を 遵守させなければならない」との規定があり、かつ、管理規約等に本件の借主の行為を禁ずる 旨の定めがあれば、区分所有者である貸主は、当該規約に違反したとして管理組合に対し責任 が生じることになる。以上の点を踏まえ、貸主は管理組合および借主と協議し、負担の在り方 等を検討していくことになる。

【管理物件求む!売買物件、リフォームもお任せください!】※ご相談・お見積もり無料

日常清掃・巡回・空室管理・設備点検、家賃管理等、オーナー様ご自身で全てこなすのは大変ではありませんか? 弊社では各分野の専門業者に業務を委託。プロの力でお持ちの物件を全力でサポートいたします。

TEL: 06-6336-7001/FAX: 06-6336-6803

★ 器三共ハウステック TEL: 06-6333-6004/FAX: 06-6333-6026

▲ **羅三共テクニカ** 本社:〒561-0812 大阪府豊中市北条町 2-6-1 三田:〒669-1533 兵庫県三田市三田町 54-5 TEL: 079-562-9737/FAX: 079-562-9733

TEL: 079-562-9737/FAX: 079-562-9733